

# EPOCH

PARTNERS

愛称: デিজアセ

キャピタル・ストラテジーズ・トラストーエポック・デジタル・アセツ  
ケイマン諸島籍 / オープンエンド型追加型契約型 / 外国投資信託(円建て)

## <管理会社>エポック・パートナーズ・リミテッド

キャピタル・ストラテジーズ・トラストーエポック・デジタル・アセツ(以下「本ファンド」といいます)の資産の運用、管理及び本ファンドの受益証券の発行、買戻しを行います。2017年11月8日ケイマン諸島において設立されました。2018年7月末日現在、資本金は50,000米ドル(約555万円)、2018年7月9日現在、純資産の額は621,705米ドル(約6,905万円)です。管理会社は、本書の日付現在、投資信託の管理及び運用を行っておりません。

\*日本において、本ファンドの名称について「キャピタル・ストラテジーズ・トラストー」を省略することがあります。

\*米ドルの円貨換算は、便宜上、2018年8月末日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=110.06円)によります。

## <投資助言会社>ランファーリー・ストラテジック・リミテッド

本ファンドに対する投資助言業務を行います。

## <受託会社>インタートラスト・エス・ピー・ヴィー(ケイマン)リミテッド

本ファンドの資産の受託運用業務を行います。

## <管理事務代行会社>カセイス・アイルランド・リミテッド

本ファンドの管理事務代行業務並びに登録、名義書換事務代行及び会計業務を行います。

## <保管会社>カセイス・バンク、アイルランド支店

本ファンドの資産の保管業務を行います。

## <ヘッジ・アドバイザー>ペンリッチ・キャピタル・ユーカー・リミテッド

本ファンドの為替ヘッジ業務を行います。

## <代行協会員>Teneo Partners株式会社

代行協会員業務を行うとともに、日本における受益証券の販売・買戻しに関連する業務を行います。

## <日本における販売会社>

販売会社については、以下の連絡先に照会することができます。

Teneo Partners株式会社

住所: 東京都中央区銀座2丁目2番4号 ヒューリック西銀座第2ビル

URL: <http://www.teneopartners.co.jp/>

- この交付目論見書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。
- 本ファンドに関するより詳細な情報を含む請求目論見書が必要な場合は、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付されます。なお、請求を行った場合には、投資者の皆様がその旨を記録しておくこととされておりますのでご注意ください。
- ご購入にあたっては、本書の内容を十分にお読みください。
- 本ファンドの受益証券の価格は、本ファンドに組入れられている有価証券の値動き等による影響を受けますが、これら運用による損益はすべて投資者の皆様へ帰属します。投資信託は預貯金と異なります。
- EDINET(金融庁の開示書類閲覧ホームページ)で「有価証券届出書等」が開示されておりますので、詳細情報の内容は <http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/> (ファンドコード: G13074) でもご覧いただけます。
- この交付目論見書により行う本ファンドの受益証券の募集については、管理会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2018年9月28日に財務省関東財務局長に提出しており、同年10月14日にその届出の効力が生じております。

受益証券1口当たり純資産価格は、本ファンドに組入れられている有価証券等の値動き等により上下します。したがって、投資者の皆様は投資元本は保証されているものではなく、受益証券1口当たり純資産価格の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。これらの運用等の変動による損益はすべて投資者の皆様へ帰属します。受益者が、本ファンドに対する受益者の最初の投資から12か月以内に償還又は買戻しを求める場合、当該償還又は買戻し代金には3%の買戻し手数料が掛ります。

## 本ファンドの目的・特色

### 本ファンドの目的

本ファンドの投資目的は、多様なデジタル資産投資戦略に投資する集団投資ビークルに分散投資することにより長期的な資産の成長を達成し、絶対的なリターンを最大化することです。本ファンドはこれらの値動きが激しい、しかし潜在的に収益性が高いと思われる資産の値上がり分の多くを獲得することを目指す一方、これに伴う高いリスクを管理することを目指します。

デジタル資産には、仮想通貨、トークン、インイニシャル・コイン・オファリング (ICO)、仮想通貨マイニング、仮想通貨レンディング、デジタル・インフラ会社、ブロックチェーンその他の分散型台帳技術 (DLT) 関連投資、デジタル資産インフラ会社 (ワイヤレス・タワー、キャリアー、データ・センター、ファイバー、スモール・セル、スマート・テクノロジー (IoT)) 及び関連インフラ会社並びにフィンテック及びAI (人工知能) 等の関連分野が含まれますが、これらに限りません。

### 本ファンドの特色

本ファンドはマルチ・ストラテジー・アプローチに従い、あらゆるデジタル資産分野に巨りオポチュニスティック (機会主義的) に投資することができますが、とりわけ下記「主な投資制限」に記載される投資制限を重視する厳格な投資ガイドライン (以下に記載します。) を常に遵守します。本ファンドは、多様な投資戦略を用いてデジタル資産に投資する集団投資ビークルにその資産を配分します。本ファンドはまた、現預金、インデックス投資商品、ヘッジ商品及びその他の資産に投資することもできますが、常に投資ガイドラインを遵守するものとします。本ファンドの投資戦略は、集団投資ビークルに投資する点においてファンド・オブ・ファンズ (FoF) の投資戦略に類似しています。

本ファンドの投資対象は、個別には極めて値動きが激しく、それに見合ったリターン特性がありますが、これらを組合せた場合には相互に補完し合い、本ファンド全体のボラティリティを低減させる可能性があります。そこで、本ファンドは、分散、リバランス及びキャッシュ・マネジメントを特に考慮しつつ、ポートフォリオ管理戦略及び資産配分戦略を実施します。

### 本ファンドの仕組み

管理会社は、様々な構成要素間でシナジー効果を生み出すために、まず本ファンドの現金及びヘッジ資産以外の資産をディスクリーショナル投資戦略、システムティック投資戦略、及びICO/VC投資を中心とした3つの戦略に分散投資します。各戦略への配分は、通常約20%から40%の範囲になる予定です。ディスクリーショナル投資戦略は、ファンド・マネージャーの投資決定におけるスキル及び判断力に依拠します。システムティック投資戦略は、大部分の取引でコンピューター・モデルを使用します。ディスクリーショナル投資戦略とシステムティック投資戦略の組合せによりリスクを分散し継続的なリターンを獲得できるものと考えます。通常、約10%から30%の現金ポジションを保有することにより本ファンドを市場の大きな変動から隔離し、非常に魅力的な市況において管理会社が選択的に投資配分を増加させることを可能にします。また、本ファンドが買戻請求に応じる準備をする場合、又は管理会社が投資配分を増加させる選択を行った場合には、現金ポジションが実質的に10%以下又は30%以上になる場合があります。

### ■ デジタル資産セキュリティ・プラットフォームSPC

本ファンドの投資ガイドラインを遵守し、管理会社は、本ファンドの現預金及びヘッジ資産以外の資産を、管理会社独自のデジタル資産セキュリティ・プラットフォームSPC (以下「DASP」といいます。) 内の個別の分離ポートフォリオ (以下各々を「SP」といいます。) として構築された集団投資ビークルに配分します。これらの分離ポートフォリオは、ケイマン諸島の分離ポートフォリオ会社 (Segregated Portfolio Company、以下「SPC」といいます。) の一部であり、本ファンドが選定する各ファンド・マネージャーがそれぞれのSPの資産を運用します (各SPには外部の投資家も投資をすることができます。)。SPCの各SPは、一又は複数のデジタル資産保管会社を任命するか、又はその資産に盗難保険を付保します。また、管理会社は、本ファンドの資産を高い水準で監督できる他の集団投資ビークルに投資する場合があります。

SPCの投資顧問会社としてのエポック・パートナーズ・リミテッド (以下「投資顧問会社」といいます。) は選定したファンド・マネージャーを、投資顧問会社のサブアドバイザー (以下各々を「サブアドバイザー」といいます。) として任命し、全体的な責任を持つと同時に、継続的に管理を行います。サブアドバイザーは、投資顧問会社と当該サブアドバイザーとの間で合意された所定の運用ガイドラインの枠内で、指定されたSPの資産のみを運用する限定的な権限を与えられています。かかる運用ガイドラインは、資産について独立した保管会社での保管又は適切な盗難保険の付保を義務付け、「プライバシー・コイン」その他日本の金融庁が投資を禁止する資産への投資を禁止するものを含んでいます。サブアドバイザーは、SPの外に資金を移動させ、又は投資顧問会社の承認を得ることなくSPの運用ガイドラインを変更することはできません。

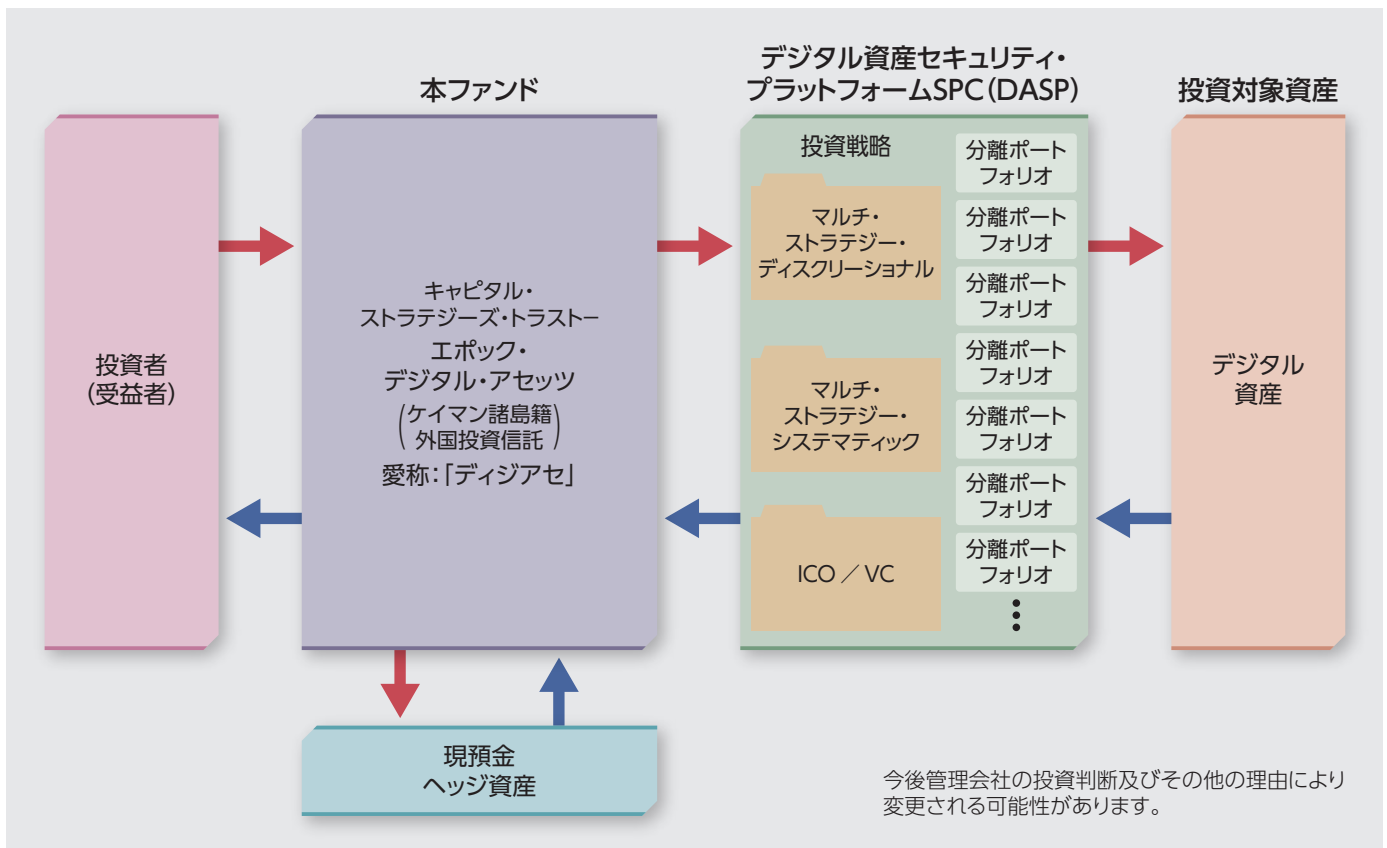
投資顧問会社は、DASPを通じて行われる資産運用のために各サブアドバイザーの投資戦略毎にSPを設定します。SPにはICO/VC投資戦略に投資するもの、マルチ・ストラテジー・システムティック投資戦略に投資するもの及びマルチ・

ストラテジー・ディスクリーショナル投資戦略に投資するものの3種類があります。各SPは、日本の金融庁により禁止されている資産への投資の禁止を含む運用ガイドラインを記載する固有のオフリング・メモランダムを有します。本ファンドのポートフォリオの投資戦略の変化に応じて、長期的にみて10から15のSPに投資するものと思われます。

各SPはまた、本ファンドの流動性規定に対応するよう、投資顧問会社によって規定された標準的な流動性規定に従うものとしします。

管理会社は、将来、本ファンドに類似するものの、異なる法的ストラクチャー及びサービスプロバイダーを伴い、本ファンドと同じ方法でDASPIに投資する他の投資ビークルを設定する場合があります。しかしながら、DASPIに投資するいかなる投資ビークルも、DASPIに投資する他の投資ビークルより有利な取扱いを受けることはありません。

メインストリーム・ファンド・サービスズ・ピーティーイー・リミテッドがDASPのアドミニストレータ(以下「DASPアドミニストレータ」といいます。)に任命されました。



## 運用体制

管理会社は、信託証書に従い本ファンドの資産の投資全般に責任を有します。

管理会社は、管理会社と直接契約を締結した投資委員会、管理会社のリサーチ・チーム及びオペレーショナル・リスク委員会(合わせて以下「投資委員会」といいます。)を通じて運用を行います。また、管理会社は、投資活動を補助するため投資助言会社とも契約を締結しています。投資委員会の委員は、投資目的の達成において、その投資及び業界の専門知識並びにキープレイヤー(すなわち、デジタル資産取引所、サービスプロバイダー、プロジェクト開発者、調査機関及びその他の投資家)とのグローバルな関係を利用します。管理会社は、あらゆる水準で本ファンドの資産の独立した管理、監査及び保管を提供する金融機関を厳選しています。

管理会社は、ランフアーリー・ストラテジック・リミテッドを管理会社の投資助言会社として任命しました。

投資助言会社は、投資助言契約に基づき以下の投資に係る義務を負います。

- 投資助言会社は、通常の注意義務の基準に従うとともに、管理会社の管理及び指示に従い、投資対象について助言及び監視を行い、支援します。投資助言会社は、その投資業務を遂行するにあたり、
  - 関連する投資制限を遵守し、
  - 管理会社が投資助言会社に与える特定の指示に従います。
- 投資助言会社の義務は、投資助言契約に従い投資対象への投資に必要又は望ましい各種行為及び事項を支援することです。



## 主な投資制限

本ファンドは、その資産の投資について下記の投資ガイドラインに服します。投資ガイドラインは日本証券業協会の規則に基づく投資制限を含むものです。

- (i) 本ファンドは、信用リスク(保有する有価証券その他の資産について取引の相手方の債務不履行その他の理由により発生し得るリスク)を適正に管理する方法としてあらかじめ管理会社が定めた合理的な方法に反することとなる取引を行うことはできません。
- (ii) 本ファンドは、その資産の50%を超える部分を有価証券に投資します。なお、仮想通貨及びICOへの直接投資は、有価証券には該当しません。
- (iii) 本ファンドは、直前の取引日の純資産総額の10%を超えて単一の投資対象に投資しないものとし、管理会社は、単一の投資対象が、常時又は随時、直前の取引日の本ファンドの純資産総額の10%を超えることがないように努めます。管理会社は、違反を認識してから1か月以内には是正措置を取るよう努めます。
- (iv) 本ファンドのポートフォリオを補完し、又は分散のメリットを提供するために、投資委員会の単独の裁量で純資産総額の20%まではデジタル資産分野以外の他の戦略に投資することができますが、常に上記(iii)記載の投資制限を遵守するものとし、
- (v) 全ての投資について、本ファンドによる投資の前に投資デューデリジェンス及びオペレーショナル・デューデリジェンスの両方を含む2つの分野のデューデリジェンスを行います。
- (vi) 本ファンドは、借入れ総額の残高が本ファンドの純資産総額の10%を超えることとなる場合、借入れを行うことはできません。ただし、合併等の場合のような異常又は緊急事態の場合は、この10%の制限を一時的に超えることができます。
- (vii) 本ファンドは、いかなる場合でも純資産総額を超えるデリバティブ取引を行うことはできず、またヘッジ目的以外の目的でデリバティブ取引を行うことはできません。危険の額を計算するために、本ファンドは簡便法を使用します(デリバティブ取引等の想定元本は本ファンドの純資産総額を超えないものとし、)。金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ管理会社が定めた合理的な方法により算出した額が純資産総額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引等(金融商品取引法第2条第20項に規定するデリバティブ取引(新株予約権証券、外国新株予約権証券、新投資口予約権証券、外国新投資口予約権証券又は同法第2条第1項第19号に規定するオプションを表示する証券若しくは証書に係る取引、選択権付債券売買及び商品投資等取引(投資信託及び投資法人に関する法律施行令(平成12年政令第480号(その後の改正を含みます。))第3条第10号に規定するものをいいます。))を含みます。))を行いません。
- (viii) 本ファンドの全資産は免許を受けた銀行又は信託会社によって分別保管されるものとし、本ファンドが集団投資ビークルに投資する際は、各ビークルは、独立した保管会社を任命するか、又はその資産に適切な盗難保険を付保しなくてはなりません。
- (ix) 本ファンドは、いかなる仮想通貨にも直接投資しないものとし、全ての投資対象は機能通貨又は仮想通貨ではない流動性のある認知された法定通貨、又は基本通貨によるものとし、
- (x) 本ファンドは、匿名性を促進するように設計された仮想通貨である「プライバシー・コイン」又は日本の金融庁により認められていないその他の資産を対象とする投資を避けます。
- (xi) 本ファンドは、本ファンド及び管理会社によって管理される全てのファンド又は口座によって保有される議決権の総数が、当該証券を取得したことにより、当該会社の議決権の50%を超えることとなる場合、当該会社の株式に投資しないものとし、上記のパーセンテージは、購入時又は時価で計算されます。
- (xii) 管理会社の取締役及び役員の変更は、受託会社の承認が必要です。
- (xiii) 本ファンドが、私募有価証券、非上場有価証券又は不動産等流動性に欠ける資産に投資する場合において、当該投資対象の評価方法の透明性を確保するための方法が取られます。
- (xiv) 本ファンドは、管理会社若しくは受益者以外の第三者の利益のためになされる取引等、受益者の保護に反し、又は本ファンドの資産の適正な運用を害する取引を行うことは禁止されています。
- (xv) 本ファンドはその資産のうち49%までを現金で保有することができ、全額を投資する義務はありません。
- (xvi) 空売りを行った有価証券の時価総額は(もしあれば)、本ファンドの純資産総額を超えることはできません。

## 分配方針

本ファンドは、円クラスA受益証券に関して分配を宣言する予定はありません。

## 投資リスク

### リスク要因

純資産総額は、本ファンドの投資対象の価格の変動等の影響を受けます。本ファンドの投資対象から生じる全ての損益は、投資者に帰属します。

投資者は、受益証券の価格が上昇することも下落することもあることを認識すべきです。したがって、買戻し又は償還に関して投資者が受取る金額が、投資元本を下回ることもあります。投資者の投資元本は保証されていません。投資信託は預貯金とは異なります。本ファンドへの投資は相応のリスクを伴います。

受益証券の流通市場が存在する可能性は小さく、そのため投資者は、保有する受益証券を買戻しの方法でしか処分することができません。投資者は、自身の本ファンドへの投資額の大部分又は全てを失う可能性があります。したがって、各投資者は、本ファンドへの投資に伴うリスクを負担することができるか否かを慎重に検討する必要があります。

以下のリスク要因に関する記載は、本ファンドへの投資に伴うリスクについて完全に説明したものではありません。本ファンドへ投資する主なリスクは以下を含みます。他のリスクを含む詳細は、請求目論見書をご参照ください。投資を検討される方は、別紙を含めて請求目論見書を読了し、本ファンドへの投資を決定される前に自らの専門アドバイザーにご相談下さい。

### ■ 本ファンドの投資に係るリスク要因

本ファンドへの投資は投機的なものであり、高いリスクを伴います。あらゆるファンドと同様、本ファンドがその目的を達成する、又は本ファンドの実績がどの期間においてもプラスであるという保証はありません。本ファンドは主にファンド又は集団投資ビークル、現預金及び為替ヘッジ資産に投資を行います。下記のリスクに関する記述は本ファンドが(DASPを通じて)投資を行うファンド又は集団投資ビークルにも適用されます。したがって、投資を検討される方は本ファンドに直接又は間接的に該当する場合がある以下のリスク要因を考慮されるようお願いいたします。ただし、これらのリスク要因は本ファンドへの投資に伴う全てのリスク要因を網羅していない場合があります。

#### 市場リスク及び選択リスク

市場リスクとは本ファンドの投資先の一又は複数の市場が下落するリスクであり、市場が予想に反して急落する可能性も含まれます。選択リスクとは本ファンドの経営陣が選択した有価証券の運用実績が市場、関連指数又は同様の投資目的及び投資戦略を有する他のファンドが選択した有価証券の実績を下回るリスクをいいます。

#### 政府の監督及び規制／会計基準

多くの外国政府は、証券取引所、ブローカー及び有価証券の売却について米国その他の国と同程度の監督や規制を行っていません。他の国の会計基準で本ファンドの会計方法と同等の詳細が要求されない場合、本ファンドの経営陣が会社の財務状況を完全かつ正確に判断することが困難となる場合があります。

#### デリバティブ

本ファンドは、投資のヘッジ又はリターンを高めるためにデリバティブ商品を利用することがあります。デリバティブを利用することで、他の種類の金融商品よりも迅速かつ効果的にリスク・エクスポージャーを増減することができます。デリバティブは値動きが激しく、以下のような重大なリスクを伴います。

- 信用リスク — デリバティブ取引の相手方(取引の反対側当事者)が本ファンドに対する金融債務を履行できないリスク
- レバレッジリスク — 比較的小さな値動きが投資対象の価値の大幅な変動をもたらす一定の種類の投資又は取引戦略に付随するリスク。レバレッジを含む投資又は取引戦略は、当初投資額を大きく上回る損失をもたらす可能性があります。
- 流動性リスク — 一部の有価証券が任意のタイミング又は現在価値と確信される価格で売却することが困難又は不可能となるリスク

本ファンドは予想ヘッジを含むヘッジ目的でデリバティブを利用することがあります。ヘッジとは、本ファンドが他の保有資産に付随するリスクを相殺するためにデリバティブを利用する戦略です。ヘッジにより損失を低減することができる一方で、市場が本ファンドの予想と異なる動きをした場合又はデリバティブの費用がヘッジの利益を上回る場合に利益が損なわれ、消滅し、又は損失が生じる場合があります。ヘッジには、デリバティブの価格変動がヘッジ対象の保有資産の価値に適合しないリスクもあり、この場合、ヘッジ対象の保有資産の損失が低減されず、むしろ増加することがあります。本ファンドのヘッジ戦略がリスクを低減する又はヘッジ取引が利用可能であり、費用対効果が高いという保証はありません。

## 先物取引リスク

本ファンドは先物及び先渡取引に投資することがあり、かかる取引は瞬時に大きな損失や利益をもたらすことがあります。そのような取引損失により、本ファンドの純資産総額、ひいては投資家の本受益証券の価値が大幅に下落する場合があります。先物市場は極めて不安定です。本ファンドが先物取引を行う場合、本ファンドの収益性は管理会社の先物市場を正確に分析する能力にある程度左右されますが、かかる能力は、とりわけ需要・供給関係の変化、政府の方針、商業及び取引プログラム、世界の政治的・経済的事象及び金利の変動の影響を受けます。

## 空売り

本ファンドは、投資目的又は投資ポートフォリオのヘッジ目的で空売りを行うことがあります。空売りでは、売り手が保有していない場合もある有価証券を売却し、買い手に引渡すために同じ有価証券を後日返却する義務を負って借入れ入れます。空売りにより売り手は有価証券の値下がりによる利益を得ることができます。空売りでは、対象となる有価証券の価格が理論上無制限に上昇する可能性があることから理論上無制限の損失リスクがあり、したがってショート・ポジションをカバーするためのかかる有価証券の購入コストが上昇します。

## 買戻契約のリスク

本ファンドは買戻契約を締結することがあります。買戻契約では、売り手は相互に合意した時期及び価格で有価証券を買戻すことに同意します。買戻契約の売り手が契約上の義務を履行しない場合、本ファンドが契約上の権利行使において遅延を被り、費用や損失を負うことがあります。

## リスク管理

本ファンドは、通常、そのポートフォリオの総リスクを数学的モデルその他の分析ツールや手法の一貫した使用により測定、監視及び管理するよう努めます。こうしたモデル、ツール及び手法の一部は管理会社とその関係会社独自のものです。本ファンドが引受ける総リスクに関する管理会社の測定が正確である保証はありません。リスク測定に使用されるモデル、ツール及び手法は本ファンドの資産価値に影響を与える可能性のある偶発事象の全てを考慮している訳ではなく、金利、ボラティリティ、クレジット・スプレッド及び住宅ローンの期限前弁済等の幅広いカテゴリーのリスクを考慮しています。数学的モデルは設計者と運用者が定める特定のパラメーター内で機能するよう設計されており、一定の事象の発生率及び関連性に関する仮定を含みます。設計者と運営者が従前に、極めて可能性が低く、モデル上そのリスクをゼロに割引くべきであると判断した事象が実際に発生する場合があります。同様に、一定のカテゴリーのリスクがモデルの予測したパラメーターを超えて変動することもあります。モデルに組み込まれるパラメーターや仮定に関する投資運用会社の調整ミスによって、モデルが実際の事象を予想できない場合もあります。その結果、リスクの監視又はリスク管理のために実践された措置が効果的ではなく、損失がこうしたモデル、ツール及び手法が予想する措置を超える可能性があります。

## 定量モデルのリスク

管理会社は本ファンドの投資選択を支援し、リスク特性を決定するために定量的な財務・分析モデルを採用することがあります。本ファンドの投資プログラムと取引活動の成功は、一部、かかる分析モデルの実行可能性に左右されます。モデルが現在実行可能である保証はなく、現在実行可能である場合でも将来において引き続き実行可能である保証もありません。



## 市場の混乱及び地政学リスク

様々な社会的・政治的緊張により一部の市場が変動し、世界全体に長期的な影響を与え、先行きを不透明なものとする場合があります。こうした事象が世界市場にどれくらいの期間に亘って影響を与えるかについては管理会社には分からず、将来の事象が世界経済に与える影響を予想することはできません。マクロ経済及びミクロ経済の変化は本ファンドの財務実績に重要な影響を与え、戦争、テロ、インフレ、景気後退、金利、競争、政府の作為・不作為、法令の変遷、様々なその他の事実や状況が世界経済、その結果として本ファンドの投資にマイナスの影響を与えることもあります。

## 運用実績のないこと

本ファンドは新規に設立されるものであり、期待される実績を評価する際に依拠できる運用実績はありません。本ファンドの実績は、適切な投資機会の利用可能性及び本ファンドの投資対象の実績により左右されます。

## 管理会社への依存

本ファンドの受託者としての地位及び管理に関する最終的な権限と責任は受託会社にありますが、本ファンドの資産の投資に関するあらゆる決定は管理会社(又はその受託者)に委任されており、管理会社(又はその受託者)が行うため、管理会社(又はその受託者)が本ファンドの資産の全般的な取引権限を有します。したがって、本ファンドの資産の投資及び再投資に係る助言は、管理会社との契約の継続及びその主要社員の業務と技能に大きく依存します。管理会社(又はその主要社員の一人)の業務が失われた場合、管理会社が開発した独自の投資技法を使用できなくなることがあり、本ファンドの資産の価値が重大な悪影響を受ける場合があります。

## 買戻しの影響

本受益証券の大量の買戻しが請求された場合、かかる請求時に投資対象を清算できない、又は受託会社がかかる投資対象の適正価値を反映していないと確信する価格でしか清算できないことがあり、その結果、受益者へのリターンが悪影響を受けることがあります。

## 流通市場のないこと

本受益証券の活発な流通市場が確立される見通しはありません。活発な流通市場がない限り、クラスA受益証券の受益者は関連する買戻日の買戻価格による買戻しでしか本受益証券を処分できません。買戻通知日から買戻日までの間に純資産総額が下落するリスクは買戻請求を行った受益者が負います。また、受託会社は買戻しを中止又は強制する権限を有します。本受益証券の譲渡にも制限があります。

## 運営損失

本ファンドの運営費用(管理会社、管理事務代行会社その他のサービスプロバイダーへの報酬を含みます。)が本ファンドの収益を超えることがあります。

## 純資産総額の計算

有価証券の売却が取引日の直後に行われた場合であっても、前記の1口当たり純資産価格の決定が実際の有価証券の売却価格を反映する保証はありません。投資対象の売却手取金が予想を下回る場合、引き続き受益者である者は本ファンドの純資産総額の減少に直面することになります。

## 償還制限

受益者は、受託会社及び管理会社の事前承諾がある場合に限り本受益証券を譲渡できます。また、下記「手続・手数料等」の「繰上償還」の欄に記載される状況においては受託会社が本受益証券を強制的に買戻すことがあります。

## 保証のないこと

本ファンドの資産に関する投資目的又は戦略の実行により受益者に損失が生じないという保証はありません。

## 市場リスク

本ファンドが保有する有価証券の市場価格は、時に急速に又は前触れなく上下することがあります。

## 流動性リスク

流動性リスクは、特定の投資対象の売買が困難であるリスクです。本ファンドの非流動性証券への投資は、有利な時期又は価格でかかる非流動性証券を売却できない場合があることから、本ファンドのリターンを引下げることがあります。

## デリバティブ・リスク

デリバティブは、その価値が原資産、参照レート又は指数の価値に依拠し、又はこれらから派生する金融契約を言います。本ファンドのデリバティブ商品の利用には、有価証券やその他の従来型の投資対象への直接投資に付随するリスクとは異なる、又はおそらくそれよりは大きなリスクが伴います。デリバティブには、流動性リスク、金利リスク、市場リスク、信用リスク及び運用リスク等、本項に記載する多くのリスクがあります。

## サイバーセキュリティ・リスク

本ファンドの一又は複数のサービスプロバイダー及び／又はその代理人に関して意図的なサイバーセキュリティ違反が発生する場合があります。かかる違反には、システム、ネットワーク又はデバイスへの不正アクセス、コンピュータウイルスその他の悪質なソフトウェア・コードの感染、事業、業務プロセス、ウェブサイトへのアクセス又は機能を停止、無効化、減速その他混乱させる攻撃が含まれます。さらに、権限のない第三者への不注意による秘密情報の開示といった不測の事態が起こる場合もあります。こうした違反により、受託会社、管理会社、投資助言会社その他のサービスプロバイダーが規制上の罰則、追加のコンプライアンス費用・経費及び風評被害を被ることがあります。さらに、かかる事態が本ファンドの投資先の発行体に影響を与え、それにより本ファンドの投資が損失を被ることもあります。

## 運用リスク

### オペレーション・リスク

本ファンドの取引量及び複雑さは、取引の入力及び実行、ポジションの確認、法人の行為、評価手続き、財務、会計、損益報告、内部管理及びリスク報告並びにファンドの譲渡に関連するものを含む、管理会社のオペレーション・システム及び資源に大きな負担をかける場合があります。かかるプロセスにおける人為的エラー、システム障害又はその他の問題は、重大な損失又は費用をもたらすことがあります。通常本ファンドがこれを負担することになります。

### キーパーソンへの依存

管理会社は、その取締役の役務、投資委員会及びキーパーソンから独立しています。本ファンドの成功は、管理会社の取締役、投資委員会及びキーパーソンの投資スキルに大きく依存します。病気、退職又はその他の要因により、関係者が長期間に亘り事務を行えない場合、本ファンドは悪影響を受けることがあります。

### ヘッジ

管理会社は、本ファンドのために、原則として、その各ポートフォリオのポジションに固有の全てのマーケットリスク、為替リスク又はその他のリスクについてヘッジを行わず、ヘッジする場合でも、一定のリスクを部分的にのみヘッジします。本ファンドは、特定のポジションについて又はそのポートフォリオ全体についてのいずれかにおいて、一定のリスクをヘッジしないことを選択する場合、又はそのようにヘッジすることが経済的に魅力的でないと判断する場合があります。本ファンドのポートフォリオ構成は、通常、ヘッジされない様々な方向性のあるマーケットリスクをもたらします。

管理会社は、本ファンドのために、通常、リスクを軽減又は管理する意図でヘッジ取引を締結する場合があります。管理会社がこれに成功する場合でも、ヘッジ費用がリターンを減少させる場合があります。さらに、管理会社のヘッジ戦略は、ヘッジ商品及びヘッジポジション間の予期しない非相関関係(又は積極的相関関係)によって、リスク及び損失の両方を軽減させるより増加させ、リスク管理において効果を生じない可能性があります。

管理会社がヘッジする限りにおいて、そのヘッジは静的でなくむしろ管理会社の市場状況の評価とヘッジ及びヘッジされるポートフォリオ間の非相関関係の予測される程度に基づいて継続的な調整を必要とする場合があります。

### 管理会社のその他の活動

管理会社及びその関係会社(管理会社の取締役、投資委員会のメンバー、従業員及び関連当事者を含みます。)は、別のファンドを管理する又は一任勘定で直接に投資を運用する場合があります。かかる運用勘定又はその他の事業体は、本ファンドと類似するか又は異なる投資戦略を採用し、本ファンドと異なる報酬を支払い、また本ファンドと異なる一定の諸条件を含む場合があります。管理会社及び／又はその関係会社は、かかるその他の活動から実現される利益又は収益のいかなる部分も本ファンド及び投資家と共有する義務はありません。



かかるその他の活動のいずれかが管理会社及び／又はその関係会社が本ファンドの活動にフルタイムで貢献し注力することを妨げる場合があります。本ファンドは必要に応じて管理会社にアクセスしますが、これによって、本ファンドとかかるその他の事業活動との間で時間及び資源を配分する際に利益相反が生じる場合があります。本ファンドとかかる事業体との間の投資機会の配分に関するものを含め、本ファンドとかかる事業体との間にさらなる利益相反が生じることがあります。

#### 利益相反

様々な利益相反が管理会社、本ファンド及び投資家の間に存在します。本ファンドは、その業務の運営及びその投資の管理について管理会社に依拠せざるを得ません。

管理会社、そのプリンシパル、メンバー、従業員及び関連当事者は、その他の投資勘定、その他の投資管理会社又は投資ファンドのために同様の地位に就くことを含め、本ファンドと競合する可能性のあるその他の事業に参加することを禁止されていません。管理会社は多くの時間と注意を本ファンドの事業活動に注ぎますが、証券及びその他の投資に関連する事業活動を含むその他の事業活動に多くの時間と注意を注ぐ権利を留保し、そのようにすることができます。かかるその他の共同出資投資ビークル及び一任勘定に投資助言を行う際、管理会社は、誠実に本ファンドの利益を最優先に、本ファンドに対して公正かつ公平と考える方法で行います。

#### インセンティブ報酬

本ファンドによって利益が発生する場合のみ管理会社がインセンティブ報酬を得ることは、管理会社がよりリスクの高い又は投機的な投資を行うことにインセンティブを与えることとなり、潜在的利益相反を生じさせます。また、インセンティブ報酬は、実現利益及び未実現利益の両方に基づき支払われますが、後の投資期間において本ファンドが放棄する場合があります。

#### 独立した顧問がないこと

受益者となろうとする者は、顧問によって個別に代理されません。管理会社が依頼した本ファンドを代理する法律顧問は、本ファンド及び管理会社を代理し、受益者となろうとする者を代理しません。

## ■ デジタル資産及び仮想通貨への投資に関するリスク要因

本ファンドはデジタル資産及び／又は仮想通貨に直接投資しませんが、下記のリスクに関する記述は本ファンドがファンド又は集団投資ビークルに投資する場合のもので、本ファンドが(DASPを通じた)デジタル資産への投資から生じるリスクにも適用されます。

### デジタル資産に付随する一般的リスク

デジタル資産(仮想通貨、トークンその他の分散型台帳技術商品を含みます。)は比較的新しく、極めて投機的な資産です。通常デジタル資産は規制されていない市場で取引され、重大なリスクが伴います。ほとんどのデジタル資産は政府又は規制された団体若しくは組織の裏づけがなく、通貨交換のための中心となる市場もありません。規定の仮想通貨の供給と希少性は中央銀行ではなくコンピューターコードで決定され、仮想通貨の価格は今日まで極めて激しく変動しています。デジタル資産の価値は通常、特定のデジタル資産が提供するイノベーションとそれを支えるチームの能力から派生します。これらの開発チームは個人から開発に専念するチームまで多岐に亘ります。成功したデジタル資産は通常、資産／通貨の成長を支援し、それに貢献する専門のコミュニティを発達させます。活発な支持者を得ることのできないデジタル資産は概して値上がりせず、本ファンドが間接的に投資する一又は複数の仮想通貨の採用が減少した場合本ファンドの実績にマイナスの影響を与える場合があります。本ファンドのデジタル資産への直接又は間接的な投資は投機的であり、デジタル資産は理由を問わずいつでも無価値となる可能性があるため(そのうちのいくつかは以下に記載されています。)、デジタル資産への投資の全部又は一部の損失が現実化する可能性があります。

### 秘密鍵の喪失

仮想通貨は、それが保有されているローカル又はオンラインのデジタル・ウォレットに関する固有の公開鍵と秘密鍵にアクセスできる個人／所有者のみが管理することができます。仮想通貨へのアクセスに必要な秘密鍵が喪失又は破壊されると、ほとんどの場合取り返しがつきません。秘密鍵が喪失、破壊その他漏洩し、秘密鍵のバックアップにアクセスできない場合、所有者は該当するデジタル・ウォレットに保有される仮想通貨にアクセスすることができず、秘密鍵は通常仮想通貨のネットワークによって回復することができません。所有者が自らの仮想通貨の保管に使用しているデジタル・ウォレットに関する秘密鍵にアクセスできない場合、又は所有者が仮想通貨に関するデータを喪失した場合、本ファンドによる投資が悪影響を受ける場合があります。

## デジタル資産の保管

本ファンドは、多数のファンド及び集団投資ビークルに投資します。保管合意によって、ファンド及び集団投資ビークルの保管者は、そのファンドの秘密鍵を保有することがあり、これにより価値の所有又は保存を確保します。デジタル資産の移動に必要な秘密鍵の喪失、盗難又は破壊は回復が不能となります。公のデジタル資産のアドレスに関連する秘密鍵へのアクセス方法を保管者が喪失した場合、投資対象の価値に悪影響を与える可能性が非常に高くなります。該当する保管者の保管方法、プロトコル及びシステムは、「冷凍保管」を使用する又は使用しない場合があり、データ・ドライブ及びその他のオフライン／オフネットワーク保管装置（ハード・ドライブ、フラッシュ・ドライブ又は紙媒体を含みますが、これらに限定されません。）が該当する保管者の物理的な保管に含まれる場合があります。管理会社は、ファンド保管者が保管する又は他の場所で保有されるデジタル資産は、デジタル資産若しくは秘密鍵を破壊、損傷又は盗み取ろうとするハッカー又はマルウェアの配信者にとって魅力的な標的となる可能性があると考えています。ファンド又は集団投資ビークルの保管者（投資対象ヘッジ・ファンドの管理者を含む場合があります。）は、使用される保管システムが故意、偶然又は不可抗力によるものかにかかわらず、かかる喪失、損傷又は盗難を防ぐことを保証することはできません。ファンドのデジタル資産へのアクセスは地震や洪水のような自然現象又はテロのような人間の行為によっても制限されることがあります。

## 発展の不確実性

仮想通貨のネットワークや仮想通貨その他のデジタル通貨／資産の発行に適用されるその他の暗号法及びアルゴリズムに関するプロトコルは、新しく急速に変化する業界を表しており、評価の難しい様々な要因に左右されます。仮想通貨のネットワークの人気、受入度又は発達／維持が低下した場合、本受益証券への投資に悪影響を与える場合があります。

## 商品先物取引委員会 (CFTC) 及び証券取引委員会 (SEC) の規制

現在及び将来の法律、CFTC、SEC及びその他の規制当局の規則制定その他の規制上の変更により、仮想通貨の取扱及び分類が影響を受ける場合があります。将来の規制上の変更が仮想通貨の取扱に与える影響は不明です。

## デジタル資産が違法とみなされる可能性

一又は複数の国において、現在又は将来において一定のデジタル資産の取得、所有、保有、売却又は利用が違法である可能性があります。多くの国において、ほとんどのデジタル資産が現在は規制対象ではないか、軽度の規制を受けているだけですが、一又は複数の国が将来、デジタル資産を取得、所有、保有、売却若しくは利用する権利又はデジタル資産を法定通貨に交換する権利を厳しく制限する規制措置を行う可能性があります。そのような制限が本受益証券の価値に悪影響を与え、受益者に不利なタイミングで本ファンドが終了する可能性があります。

## 本ファンドの対象デジタル資産の紛失又は盗難

本ファンドが投資するファンド又は集団投資ビークルの資産には紛失、損傷、盗難又はアクセス制限が生じる可能性があります。また、ファンドの資産の全部又は一部が紛失、盗難又は破壊されるリスクがあります。ファンドの資産は、本ファンドの資産を破壊、損傷又は盗み取ろうとするハッカー又はマルウェアを配信する者にとって魅力的な標的となる可能性があります。ファンドの運用会社は、ファンドのセキュリティ・システムが、意図的か偶発的かを問わずかかる紛失、損傷又は盗難を防止すると保証することはできません。ファンドの資産へのアクセスも自然現象（地震等）又は人為的な行為（テロ攻撃等）により制約される可能性があります。これらの事象が本ファンドの運用、ひいては本受益証券への投資に悪影響を与える場合があります。

## デジタル資産の世界的供給

ファンド又は集団投資ビークルが所有するデジタル資産の世界的供給が突然又は長期に亘って増加した場合、かかるファンドのデジタル資産の価格が下落し、本ファンドの実績が悪影響を受ける場合があります。

## デジタル資産の世界的需要

デジタル資産の需要が継続するという保証はありません。管理会社にはデジタル資産の世界的需要の変化の理由を知ることはできず、予想することもできません。



## 投機的性質

仮想通貨のネットワークが一定の大手小売店や販売経路で商品やサービスの支払手段として認められたのはごく最近のことであり、かかる小売店や商業施設で支払に仮想通貨を利用する消費者は限られています。しかしながら、仮想通貨に対する需要の大部分は、仮想通貨の長期又は短期の保有から利益を得ようとする投機家及び投資家が生み出しています。仮想通貨の小売店は商業施設への発展・拡大が行われず、また、その利用が縮小した場合、仮想通貨の価格変動性が上昇し、又は価格が値下がりし、いずれの場合も本受益証券の投資に悪影響を与えます。

## 交換レートのボラティリティ

一般的に、法定通貨を仮想通貨に交換できるレートは極めて不安定です。これらは新しい技術に基づいた比較的新しい通貨の形式でありその価格変動性が高いことから、ビットコイン、イーサ、これらのネットワークといった仮想通貨は広く認められておらず、また利用されておらず、一般に全ての種類の仮想通貨は小売店や商業施設により商品やサービスの支払手段として認められていません。そのため、銀行その他の従来からの金融機関は仮想通貨取引の資金処理や仮想通貨取引所からの送金手続き、仮想通貨取引を行う個人又は事業体の口座開設を断ることがあります。

## 仮想通貨の急落を阻止する有効なサーキットブレーカーのないこと

多くの有価証券や商品とは異なり、仮想通貨が独占的に取引される中央集権的な取引所はありません。したがって、特定の仮想通貨の取引価格が急落した場合、価格変動が安定するまでかかる仮想通貨の取引を停止する中央集権的な取引所が発動する「サーキットブレーカー」制度はありません。さらに、ある仮想通貨取引所が「サーキットブレーカー」制度を導入したとしても、仮想通貨の非中央集権的な性格により、かかる制度が対象である仮想通貨のボラティリティを引下げる効力は限定的です。仮想通貨の価格が急落した場合、そのような下落により暴落が引き起こされ、当該仮想通貨の価格がさらに下落することもあります。本ファンドが投資するファンド又は集団投資ビークルが暴落の最中に保有する仮想通貨のポジションを清算できる保証はなく、したがって、仮想通貨の取引価格の急落により、本ファンドの実績が悪影響を受ける可能性があります。

## デジタル資産の限定的流動性

デジタル資産市場の流動性は限定的であり、技術発展、政治的事件及び傾向、為替レート、規制方針、消費者需要、その他無数の要因を含む多くの理由により流動性が大幅に低下する可能性があります。本ファンドは、流動性のある市場が発達する前に長期間に亘り限定的な流動性で運用される「若い」デジタル資産に間接的に投資することがありますが、流動性のある市場が発達する保証はありません。将来において不利な展開となった場合には、投資を全く処分できなくなる場合もあり得ます。加えて、本ファンドは間接的に市場の存在しないデジタル資産を大量に保有することがあり、こうしたデジタル資産を仮に処分できたとしても大幅なディスカウントで、又は損失を出す場合に限って処分でき、適時に投資利益を実現し、又は投資損失を限定することができない可能性があります。かかる「流動性リスク」は本ファンドの投資の価値に悪影響を与え、ヘッジが困難又は不可能な場合もあります。

## ネットワーク・プロトコルの変更

仮想通貨のネットワークは、仮想通貨のネットワークに接続しているコンピューター間のP2P相互作用を管理する暗号法に関するプロトコルを使用します。かかるプロトコルを規定するコードは、特定の仮想通貨のネットワークのマイナーによって管理／維持されます。仮想通貨のネットワークの一定のマイナー／参加者は、かかるネットワークのプロトコル及びソフトウェアの修正を提案することができますが、これが50%超のネットワークのマイナーによって承認及び許可された場合、新しいプロトコル及びソフトウェアに従うことになります。その結果、本ファンドへの投資に悪影響を与えることがあります。

## ネットワークの支配

悪意のある当事者が仮想通貨のネットワーク上のマイニング専用の処理能力の50%超の支配権を取得した場合、不正なブロックを構成し、一定の取引の適時な完了を阻害し、あるいは完了そのものを阻害することにより、仮想通貨のネットワーク及び仮想通貨取引のほとんどが依拠するブロックチェーンを改ざんし、操作することができる可能性があります。悪意のある当事者は、そのような支配を利用して新たな仮想通貨や取引の生成はできないものの、取引注文を支配し、排除し、修正できる可能性があります。悪意のある当事者は自らの仮想通貨を「二重支払」に使用し（すなわち、同一の通貨を複数の取引で使用することをいいます。）、支配権を維持している期間、他のユーザーの確認を阻止できる場合があります。



そのような悪意のある当事者が仮想通貨のネットワークの処理能力の支配権を放棄せず、又は仮想通貨コミュニティが不正なブロックを悪意のあるものとして拒否しない場合、ブロックチェーンに加えられた変更の取消はできず、それにより本受益証券への投資に悪影響がある可能性があります。主要な開発者やマイニング・プールの管理者を含む仮想通貨エコシステムが仮想通貨のマイニング処理能力のいっそうの分散化を確保しようとしなければ、仮想通貨のネットワーク上の処理能力の支配を獲得する悪意のある当事者が増加し、このことも本ファンドへの投資に悪影響を与えます。

### インセンティブの欠如

仮想通貨のブロックを解いた場合の報奨や取引を記録する取引手数料がマイナーのインセンティブとなるのに十分な金額でない場合、マイナーはブロックチェーン上のブロックを解くことや取引確認のために資源を費やすのをやめ、それによりスピードが低下する可能性があります。マイナーが仮想通貨のネットワークに費やす資源を減らした場合、悪意のある当事者やボットネットが支配を獲得し、確認プロセスや仮想通貨のネットワークの資源に対する信認が低下し、それにより本ファンドへの投資が悪影響を受ける場合があります。

### マイニングの利ざやが不十分な場合

専門化したマイニング行為によってマイニングされた仮想通貨の価値のマイニングの運営費用を超過する程度によって、かかる運営の利ざやが決まります。仮想通貨マイニングの利ざやが十分高くなく、下落し始めた場合、仮想通貨のマイナーはマイニングの能力を仮想通貨のネットワークから引き上げ、マイニングで得た仮想通貨を仮想通貨取引所で直ちに売却し、仮想通貨価格の下落が引き起こされ、本ファンドへの投資に悪影響を与える場合があります。

### 取引記録の中断

マイナーが解いたブロックへの取引の記録をやめた場合、取引手数料が支払われない取引は、取引手数料の支払を要求しないマイナーがブロックを解くまではブロックチェーンに記録されません。取引の記録の遅延が多く生じた場合、二重支払取引のリスクが高まり、仮想通貨のネットワークへの信認が失われ、本ファンドへの投資に悪影響を与える場合があります。

### デジタル資産取引は不可逆的であること

ビットコイン及び多数のその他のデジタル資産取引はその仕様上不可逆的です。取引が検証され、ブロックチェーンに追加されたブロックに記録された場合、ビットコインの不正な移転又はビットコインの盗難は取消することができず、本ファンドが投資するファンド又は集団投資ビークルは、かかる移転や盗難の補償を要求することができません。コンピューター若しくは人為的なエラーにより、又は盗難や犯罪行為により本ファンドのデジタル資産が誤った金額や権限のない第三者宛に送金される可能性があり、本ファンドはおそらくエラー又は盗難によりファンドの運用会社により管理されるデジタル資産を受領した第三者を特定することができず、そのように不正に送金されたデジタル資産を取消しその他回収することはできません。そのような損失が本ファンドへの投資に悪影響を与える場合があります。

### ハードフォーク

仮想通貨のネットワークのソフトウェア・パッチやアップグレードを仮想通貨のネットワークの多数の(ただし圧倒的ではありません。)ユーザーやマイナーが受け入れた場合、対応するブロックチェーンの「フォーク」となり、二つに分かれたネットワークが運営されることになる場合があります。

仮想通貨のネットワークを正式に管理する公的な開発者又は開発者グループはありません。誰でも仮想通貨のネットワークのソフトウェアをダウンロードし、思い通りの修正を行い、通常はGitHub.com上の仮想通貨開発フォーラムに掲載されるソフトウェアのダウンロードとアップグレードを通じて仮想通貨のネットワークのユーザーやマイナーに提案されます。圧倒的多数のマイナーと仮想通貨のユーザーは、修正されたソフトウェアやアップグレードをダウンロードすることによりソフトウェアの修正に同意しなければなりません。でなければ、その修正は仮想通貨のネットワークの一部になりません。仮想通貨のネットワークが誕生して以来、仮想通貨のネットワークの修正は大多数のユーザーやマイナーに受け入れられ、仮想通貨のネットワークは首尾一貫した経済システムであり続けています。

しかしながら、提案された修正が大多数のマイナーやユーザーに受け入れられず、それでも相当な数の仮想通貨のネットワーク参加者に受け入れられた場合、ブロックチェーンに「フォーク」が生じ、二つの分裂した仮想通貨のネットワークが発生することになります。ブロックチェーンのこのようなフォークは通常コミュニティ主導の分岐したブロックチェーンを統合する努力により対処され、これまでのフォークのいくつかはそのようにして統合されてきました。

### メンテナンスの不履行

仮想通貨のネットワークのプロトコルがオープンソースである構造は、開発者に仮想通貨のネットワークの維持又は開発を行う金銭的インセンティブがなく、主要な開発者には仮想通貨のネットワークのプロトコルに発生する問題に適切に対処する資源がないことを意味します。仮想通貨のネットワークは現在主要な開発者によってサポートされていますが、一般的に開発者に仮想通貨のネットワークの維持又は開発を行う金銭的インセンティブがないためそのようなサポートが将来も継続される、又は十分である保証はありません。

### 税務リスク

仮想通貨及びその他のデジタル資産の税務上の特定の評価は不確実であり、この分野の規制はいまだ構築中です。そのため、仮想通貨及びその他のデジタル資産の税務上の分類に関する規制の変更により、本ファンドへの投資が悪影響を受ける場合があります。

### ICO／トークンセールに付随するリスク

本ファンドは、ICOによるリスクを伴うファンド又は集団投資ビークルを通じて資産の一部をICOへ間接的に投資することを予定しています。この分野における本ファンドの投資は、規制の進展、強制措置、セキュリティ上の懸念や技術発展を含む関連市場やICO市場の動きに極めて敏感に反応することがあります。さらに、そのようなファンド又は集団投資ビークルに投資することにより、本ファンドは、国際的、連邦及び州の証券、商品その他の法律の適用を受け、本ファンドへの投資が悪影響を受ける場合があります。

さらに、ある事業体／プロジェクトがトークンを発行し、かかる事業体／トークンが破産し、清算され、かかるトークンの発行に付随した約束（たとえば、かかるトークンを利用できるネットワークの開発）を果たせない場合、こうした状況においてトークンの保有者を支援する法的及び規制上の余地は極めて不透明であり、トークンの保有者は、トークン購入に付随した約束の不履行に関して清算における権利その他の請求権がない場合があります。本ファンドが、トークンを購入したファンド又は集団投資ビークルに投資し、当該トークンを裏付けるプロジェクトや事業体が当該トークンに付随する約束を履行しなかった場合、本受益証券の価値が悪影響を受けることがあります。

### 新しいデジタル資産への投資

本ファンドは、ホームページ、オンライン・コミュニティ又はフォーラムで入手できる情報に基づいて、ファンド又は集団投資ビークルを通じて、(ICOその他を通じて)発行前であっても新しいデジタル資産に間接的に投資することがあります。そのような投資には、かかるデジタル資産が技術的その他の不測の事態により予定通り発行されないというリスクがあります。デジタル資産が発行されないことにより、本ファンドのかかるプロジェクトへの直接又は間接的な投資資金が失われ、本ファンドへの投資が悪影響を受ける場合があります。

### 市場操作

デジタル資産市場は新しく、通常規制されていません。過去において、そのような市場は市場操作の標的とされており、一定のデジタル資産の保有者が悪影響を受ける可能性があります。デジタル資産取引のバリデーターその他のシンジケートが共謀して人為的に価格を上下させる可能性があります。個人、事業体又はグループが価格操作を謀る可能性もあります。その他のスキーム、シンジケート、グループ又は個人が市場操作に関与し、本ファンドの不利益となる場合もあります。

## 評価

本ファンドが流動性の低いトークンその他の分散型台帳技術商品にファンド又は集団投資ビークルを通じて間接的に投資する場合、ビークルの管理事務代行会社がかかるトークンや商品の適正な市場価格を正確に決定することが困難又は不可能である場合があります。本ファンドの投資対象の大部分についてすぐに利用できる市場がない可能性があり、したがって本ファンドの純資産総額の決定上かかる資産の評価が投機的なものとなり、管理事務代行会社の判断に大きく依存する場合があります。さらに管理事務代行会社は本ファンドの流動性／非流動性資産負債の評価において第三者が提供する情報に依拠することがあり、かかる情報が不完全、不正確その他信頼できない場合があります。管理事務代行会社がかかる情報に依拠する場合、その評価及び純資産総額の計算が不正確となることがあります。純資産総額の評価におけるこうしたリスクは、本ファンドが支払う手数料の金額に影響し、本ファンドへの投資に悪影響を与える場合があります。

## ■ 仮想通貨取引所に関するリスク要因

本受益証券の価値は本受益証券のために本ファンドが保有する、ファンド又は集団投資ビークルが保有する仮想通貨の価値に直接連動しており、仮想通貨の価格変動が本受益証券への投資に重大な悪影響を及ぼす可能性があります。

仮想通貨の価格は過去数年間大きく変動しており、大幅な価格変動が続く可能性があります。複数の要因が仮想通貨の価格に影響を与えることがあり、そのような要因には以下のものがありますが、これらに限りません。

- 仮想通貨に対する世界的需要(小売業者の成長及び商品やサービスの支払手段としての仮想通貨の需要、オンライン仮想通貨取引所及び仮想通貨を保有するデジタル・ウォレットのセキュリティ、仮想通貨の利用及び保有が安全であるとの認識、その利用に対する規制上の制約のないこと、及び不正な目的で使用される仮想通貨の評判により影響を受けます。)
- 仮想通貨の世界的供給(仮想通貨に対する世界的需要と同様の要因に加えて、マイナーによる法定通貨のニーズ(たとえば装置への投資や運営費用の支払)及び納税義務を果たすために納税期限頃に保有する仮想通貨を清算する納税者といった要因の影響を受けます。)
- 法定通貨のインフレ率に関する投資家の予想
- 仮想通貨のデフレ率に関する投資家の予想
- 仮想通貨の将来価値に関する憶測により仮想通貨が値上がりし、一部の仮想通貨のボラティリティが上昇する場合
- 金利
- 為替レート(仮想通貨と法定通貨の交換レートを含みます。)
- 仮想通貨取引所における法定通貨の引出し及び預金方針並びに仮想通貨取引所の流動性
- 主要な仮想通貨取引所のサービスの中断又は障害
- オンライン仮想通貨ウォレット・プロバイダーからの仮想通貨のサイバー盗難又はかかるプロバイダー若しくは個人の仮想通貨ウォレットからのかかる盗難のニュース
- 仮想通貨に直接又は間接的に投資することのある大口投資家(プライベート・ファンド及び登録済みファンドを含みます。)の投資及び取引行動
- 政府の金融政策、取引制限、通貨の切下げ及び切上げ
- 支払手段としての仮想通貨の利用又は仮想通貨市場での仮想通貨の購入を制限する規制措置(ある場合)
- 仮想通貨関連サービスを提供する事業の利用可能性及び需要
- 仮想通貨のネットワークのオープンソース・ソフトウェア・プロトコルの維持及び開発
- 仮想通貨又は支払サービスの他のフォーラムとの競争の激化
- 世界的又は地域の政治的、経済的、金融上の事象及び状況
- 仮想通貨経済参加者間の仮想通貨の価値が程なく変わるという予想
- 仮想通貨取引処理に付随する手数料

仮想通貨市場の値動きが引き続き激しい場合、仮想通貨が投資時の価格を下回る時点で本受益証券を売却しなければならない場合、受益者が損失を被る場合があります。受益者が本受益証券を長期保有できる場合でも、仮想通貨市場は、激しい変動に加えて、歴史的に長い期間値動きがないか、値下がりしていたため、かかる受益証券が利益を生まない場合もあります。受益者は、仮想通貨が将来の購買力に関して長期的価値を維持する、又は主要な小売業者による仮想通貨の支払手段としての需要が拡大するという保証はありません。仮想通貨の価値が下落した場合、受益証券への投資が悪影響を受ける場合があります。



## モメンタム・プライシング

仮想通貨の価値は、その将来の上昇に関する集団的投機によるモメンタム・プライシングの影響を受ける可能性があります。モメンタム・プライシングは通常、投資業界が決定するその評価額が将来予想される値上がりを示す成長株その他の資産と連動します。仮想通貨の価格は様々な仮想通貨取引所、店頭市場及びデリバティブ・プラットフォームからのデータを使用して決定されます。仮想通貨のモメンタム・プライシングは、仮想通貨のプライシングをつり上げ、より不安定なものとする仮想通貨の値上がりに関する投機を生じさせ、今後も生じさせる可能性があります。その結果、仮想通貨は、将来の価格の変動に対する投資家の信認の変化により価格が変動しやすく、本受益証券の投資に悪影響を与える可能性があります。

## 業務の中断、流動性の問題及び取引所ショッピング

一般の仮想通貨取引所の仮想通貨の価格は約7年の限られた履歴しかありません。その期間、仮想通貨取引市場の仮想通貨の価格は全体として不安定で、仮想通貨取引所の流動性レベルを含む多くの要因の影響を受けてきました。大手仮想通貨取引所でも業務の中断が生じており、仮想通貨取引市場における仮想通貨の流動性が制限され、不安定な価格や仮想通貨のネットワークや仮想通貨取引市場への信認の低下を招いてきました。

また、一般の仮想通貨取引所の仮想通貨の価格は大手仮想通貨取引所における法定通貨による預入れ・引出しの方針及びその停止による影響を受けることがあります。

正確なプライシングを確保しようとする努力にもかかわらず、通常、仮想通貨の価格は引き続き仮想通貨取引所が経験してきた上記の価格変動性の影響を受けることとなります。かかる価格変動性は本受益証券への投資に悪影響を与える場合があります。

## 仮想通貨の規制

一部の仮想通貨取引所の運営をとりまく無秩序な性質と透明性の欠如のため、本受益証券の価値の根拠となる仮想通貨取引所全体に対する市場の信認が失われる場合があります。

仮想通貨が取引される仮想通貨取引所は比較的新しく、場合によっては規制されていません。多くの有名な仮想通貨取引所は、その所有構造、経営陣、企業活動及び法規制の遵守に関する詳細な情報を一般に提供していますが、多くの仮想通貨取引所(いくつかの米ドル建て仮想通貨取引所を含みます。)はこうした情報を提供していません。その結果、大量の仮想通貨取引を取扱う有名な取引所を含め、仮想通貨取引所に対する市場の信認が失われることがあります。

過去には、いくつかの仮想通貨取引所が不正行為、経営破たん又はセキュリティ違反で閉鎖されています。こうしたケースの多くで、かかる仮想通貨取引所の顧客は、当該取引所における残高の一部又は全部の損失について補償や回復を得ることはできていません。小規模の仮想通貨取引所は、大手仮想通貨取引所を安定させているインフラストラクチャーや資本は持っていない可能性があります。大手仮想通貨取引所はハッカーやマルウェアにとってより魅力的な標的となりやすく、また、規制当局の執行措置の対象にもなりやすい可能性があります。

仮想通貨取引市場の安定性の欠如や、不正行為、経営破たん、ハッカー若しくはマルウェア又は政府によって義務付けられた規制による仮想通貨取引所の閉鎖又は一時的停止は、仮想通貨のネットワークへの信認を損ない、仮想通貨の価格の変動性を高めることとなります。

一部の仮想通貨の価格の計算に本ファンドが利用する仮想通貨取引所の閉鎖や一時的停止により、日々仮想通貨の保有高を決定する本ファンドの能力に対する信認が失われる場合があります。仮想通貨取引所の閉鎖から生じるこうした可能性が、特に本ファンドがかかる仮想通貨取引所に仮想通貨の口座を維持している場合に本受益証券への投資に悪影響を与えることがあります。

## その他の留意点

本ファンドの受益証券のお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。

## リスクの管理体制

投資家の利益の保護は、本ファンド及びDASPの設立文書に正式に記述されています。(本ファンドの管理会社及びDASPの投資顧問会社としての)エポック・パートナーズ・リミテッド及び独立したサービスプロバイダーが顧客資産の投資の最初から最後まで全ての点において監視を行い、全体的な構成により、投資プロセスの全段階で最高水準の安全性を提供することを追求します。

本ファンドレベルでは、世界最大の資産保管会社のひとつであるカセイス・バンクによる完全に独立した保管及び預託サービスを利用し、本ファンドの投資ガイドラインの遵守を常に強固にします。

DASPLレベルでは、投資顧問会社は、社内エキスパートの経験とDASPの全ての分野に精通した「最高クラスの」独立した第三者のシステムを併用して、完全な透明性、リスク報告及び運用管理を行います。

対象法人	リスク管理	確認責任者	頻度	報告の相手方
本ファンド	全ての投資が投資ガイドラインの範囲内で行われていることを確認するために保管会社が保管の監督を行う。	本ファンドの保管会社	取引日毎	管理会社
本ファンド	全ての資産が独立した保管会社によって保管されていることを確認する。	オペレーショナル・リスク委員会	月次	管理会社及び受託会社
DASP	DASP内で行われた取引が投資ガイドラインの範囲内であることを確認するためにDASPアドミニストレータは日々取引後コンプライアンス・チェックを行う。	DASPアドミニストレータ	投資顧問会社が日次で純資産総額を確認し承認する。	オペレーショナル・リスク委員会
DASP	保管会社は、(プライバシー・コイン等)禁止された資産への投資を認めないよう規定されている。	DASPアドミニストレータ及び投資顧問会社	投資顧問会社が日次で純資産総額を確認し承認する。	オペレーショナル・リスク委員会及びSPCの取締役
DASP	全ての資産が独立した保管会社によって保管されているか又は盗難保険が付保されることを確認する。	オペレーショナル・リスク委員会	継続的	投資顧問会社及びSPCの取締役
DASP	運用収益が投資顧問会社によって設定された特定のターゲット/ベンチマークに合っている。	リサーチ・チーム	四半期及び年次の精査を伴う月次モニタリング	投資委員会

本項の記載は、本書の日付現在のものであり、今後変更される可能性があります。

## 参考情報

下記のグラフは、本ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

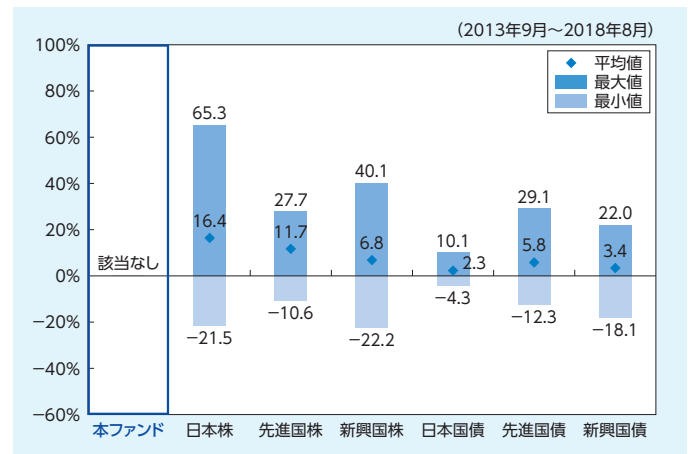
### 本ファンドの年間騰落率及び 分配金再投資1口当たり純資産価格の推移

円クラスA受益証券

該当事項はありません。

### 本ファンドと他の代表的な 資産クラスとの年間騰落率の比較

円クラスA受益証券



●本ファンドは、2019年1月31日から運用を開始する予定ですので、本書日付現在運用実績はありません。したがって、上記グラフにおける本ファンドの年間騰落率及び分配金再投資1口当たり純資産価格の推移について該当事項はありません。

●全ての資産クラスが本ファンドの投資対象とは限りません。  
●他の代表的な資産クラスについて、2013年9月から2018年8月までの5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均・最大・最小を表示したものです。本ファンドは、2019年1月31日から運用を開始する予定ですので、同期間における直近1年間の騰落率はありません。

代表的な資産クラスの指数及びその著作権等について

日 本 株：S&P日本総合指数(円ベース、配当込み)

先進国株：S&P先進国総合指数(米ドルベース、配当込み、為替ヘッジなし)

新興国株：S&P新興国総合指数(米ドルベース、配当込み、為替ヘッジなし)

日本国債：FTSE日本国債インデックス(円ベース)

先進国債：FTSE世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし、円ベース)

新興国債：FTSE新興国市場国債インデックス(ヘッジなし、円ベース)

S&P日本総合指数(円ベース、配当込み)、S&P先進国総合指数(米ドルベース、配当込み、為替ヘッジなし)及びS&P新興国総合指数(米ドルベース、配当込み、為替ヘッジなし)は、S&Pダウ・ジョーンズ・インデックスの商品であり、上記の騰落率の値は同社より提供された情報に基づきシティューワ法律事務所が算出しています。

FTSE日本国債インデックス(円ベース)、FTSE世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし、円ベース)及びFTSE新興国市場国債インデックス(ヘッジなし、円ベース)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営されている債券インデックスです。同社はファンドのスポンサーではなく、ファンドの推奨、販売又は販売促進も行っておりません。上記3つのインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、同社は、当該データの正確性及び完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏又は遅延につき何ら責任を負いません。同インデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利は同社に帰属します。上記の騰落率の値は、同インデックス・データに基づきシティューワ法律事務所が算出しています。

## 運用実績

※本ファンドは2019年1月31日から運用を開始するため、1口当たり純資産価格及び純資産の推移、分配の推移、主要な資産の状況、年間収益率の推移については、該当事項はありません。



## 手続・手数料等

### お申込みメモ

購入の申込期間	<p>&lt;当初申込期間&gt; 2018年10月15日(月曜日)から2019年1月23日(水曜日)まで</p> <p>&lt;継続申込期間&gt; 2019年1月24日(木曜日)から2019年11月29日(金曜日)まで *継続申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。</p>
購入(申込み)単位	<p>&lt;当初申込&gt; 円クラスA受益証券: 1,000,000円又は販売会社が1,000,000円以上で別途定めた金額</p> <p>&lt;継続申込&gt; 円クラスA受益証券: 最低当初申込価格の半額(50%)又は販売会社が決定するその他の金額</p>
購入(申込み)価格	<p>&lt;当初申込期間&gt; 円クラスA受益証券: 1口当たり100,000円</p> <p>&lt;継続申込期間&gt; 該当するクラスのシリーズ1の1口当たり純資産価格 *受益証券は、該当するクラスのシリーズ1の1口当たり純資産価格で新しいシリーズで発行されます。ただし、パフォーマンス期間の初日に発行される受益証券は、シリーズ1の1口当たり純資産価格がハイウォーターマーク以上である場合にはシリーズ1として発行されます。 *「パフォーマンス期間」とは、(i)(A)クラスのシリーズの初回の発行及び(B)前回のパフォーマンス期間の末日直後の日のいずれか遅い方の日から開始し、(ii)(A)暦四半期の最終日、(B)(償還、買戻し又は移転される受益証券に関する)実質的所有権の償還、買戻し若しくは移転又は(C)本ファンドの清算の開始をもって終了する期間をいいます。 *「ハイウォーターマーク」とは、一般的に、(1)前記の記載に基づく当該シリーズの1口当たり当初申込価格、その後は(2)シリーズの1口当たり申込価格と、パフォーマンス期間の終了時におけるシリーズの1口当たり純資産価格のいずれか高い方、又は、もしパフォーマンス期間の終了時にパフォーマンスを上げているシリーズの内、最も古いシリーズに統合が行われた場合には、パフォーマンス期間の終了時におけるパフォーマンスを上げているシリーズの内、最も古いシリーズの1口当たり純資産価格をいいます。</p>
購入(申込み)代金	<p>&lt;当初申込期間&gt; 原則として、申込みをする者は、購入申込書をファクシミリ、PDFファイルによる電子メール又は販売会社と事前に同意した方法によって、遅くとも当初申込日の7国内営業日前の正午(東京時間)(該当日が金曜日又は当該週の最終国内営業日である場合はその前国内営業日)までに販売会社に届くように送付しなくてはならず、追って原本が送付されなければなりません。(ただし、日本における販売会社が別途取り決める場合は除きます。) 受益証券の申込代金は、販売会社によって、当初申込日の7国内営業日前(該当日が金曜日又は当該週の最終国内営業日である場合はその前国内営業日)若しくは販売会社が決定するその他の期限又はそれ以前に受領されなくてはなりません。 *「当初申込日」とは、2019年2月1日又は受託会社が決定するその他の日をいいます。</p> <p>&lt;継続申込期間&gt; 原則として、申込みをする者は、購入申込書をファクシミリ、PDFファイルによる電子メール又は販売会社と事前に同意した方法によって、遅くとも関連する申込日の7国内営業日前の正午(東京時間)(該当日が金曜日又は当該週の最終国内営業日である場合はその前国内営業日)までに販売会社に届くように送付しなくてはならず、追って原本が送付されなければなりません。(ただし、日本における販売会社が別途取り決める場合は除きます。) 受益証券の申込代金は、販売会社によって、関連する申込日の7国内営業日前(該当日が金曜日又は当該週の最終国内営業日である場合はその前国内営業日)若しくは販売会社が決定するその他の期限又はそれ以前に受領されなくてはなりません。 全ての受益者は、ケイマン諸島の犯罪収益に関する法律(改正済)によって要求されるマネー・ロンダリング防止手続を遵守する義務があります。 *「国内営業日」とは、東京の銀行が営業を行う日(土曜日及び日曜日を除きます。)又は販売会社が管理会社及び受託会社と協議の上決定するその他の日をいいます。</p>

換金(買戻し)単位	1,000,000円相当額以上の口数とします(ただし、日本における販売会社は上記と異なる買戻単位を定めることができます。)
換金(買戻し)価格	買戻通知を適用される買戻日の30暦日前に若しくはそれ以前に販売会社が管理会社及び受託会社と協議の上決定するその他の期限に日本における販売会社に対して提出するものとします。買戻通知が上記の期限を過ぎて受領された場合、翌買戻日の受益証券の買戻請求として扱われます。買戻代金は、買戻された受益証券1口当たり純資産価格に買戻された受益証券の口数倍した金額から送金手数料等及び適用される買戻し手数料を控除した金額になります。 *「買戻通知」とは、所定の様式又は管理会社が別途承認する様式による受益証券の買戻しの通知をいいます。 *「買戻日」とは、各取引日又は管理会社が受託会社と協議の上決定するその他の日をいいます。
換金(買戻し)代金	日本における販売会社は、原則として買戻代金を当該買戻日の純資産総額が計算された後、5営業日目以降に支払います。
申込締切時間	購入(申込み):原則、遅くとも申込日の7国内営業日前の正午(東京時間)までとします。 換金(買戻し):買戻日の30暦日前に若しくはそれ以前に販売会社が管理会社及び受託会社と協議の上決定するその他の期限とします。
換金(買戻し)制限	本ファンドはいずれかの買戻日について買戻請求を受領し(以前に延期された買戻請求を含みます。)、総額が当該日現在の(買戻しの前の)本ファンドの純資産総額の10%を超える場合、管理会社は、受託会社と協議の上、当該金額を超過する買戻請求の全て又は一部を翌買戻日に延期することができ、当該買戻日に関して受領した全ての買戻請求は、延期された金額に応じて減額されます。延期された買戻請求は、さらに延期される場合があり、当該買戻日に関して受領した全ての買戻請求は、延期された金額に応じて減額されますが、延期された買戻請求には本ファンドが受領した順に優先順位が与えられます。
購入・換金申込受付の中止及び取消し	管理会社は、受託会社と協議の上、本ファンドの純資産総額の計算並びに／又は本ファンドの受益証券の一若しくは複数のクラスの受益証券の発行及び／又は買戻しを停止し、並びに／又は買戻しのために本ファンドのあるクラスの受益証券を提出した者への買戻金の支払期間を以下の期間全体に亘り又はその一部期間につき延長することができます。 (1)本ファンドの投資対象の大部分又は受益証券のあるクラスに帰属する大部分が上場され、値付けされているか又は取引されている証券取引所、商品取引所、先物取引所、仮想通貨その他のデジタル資産の取引所、又は店頭取引市場が閉鎖(通常の週末及び休日の閉鎖を除きます。)されているか、又は当該取引所若しくは市場での取引が制限又は停止されている期間 (2)管理会社の意見において、本ファンドによる投資対象の処分が合理的に実行可能でない又は当該処分により本ファンドの受益者に重大な不利益を与える状況が存在するとき (3)本ファンドの投資対象の価格若しくは純資産総額の確定に通常採用されるいずれの方法も使用できないとき、又はその他の理由により本ファンドのいずれかの投資対象の価格若しくは純資産総額を、管理会社の意見において合理的又は公正に確定できないとき (4)本ファンドの投資対象の償還若しくは現金化、又は当該償還若しくは現金化に関連する資金の移転を、管理会社の意見において通常の価格又は通常の為替レートで実行することができない期間 (5)本ファンドの運営に関連して受託会社又は管理会社の業務が、疫病、戦争、テロ、反乱、革命、秩序不安、暴動、ストライキ若しくは天災の結果又はこれに起因して大幅に中断又は閉鎖される期間 (6)法律又は適用ある法的手続により当該停止が義務付けられるとき (7)理由を問わず、当該停止が本ファンドの受益者にとって最善の利益であると管理会社が判断するとき 本ファンドの全ての受益者には、合理的に実行可能な限り速やかに当該停止を書面で通知され、当該停止が解除され次第速やかに通知されます。
信託期間	本ファンドは、2018年6月27日から始まり、下記の繰上償還により事前に終了しない限り、当該日から150年の期間の満了時に終了します。

繰上償還	<p>本ファンドのシリーズは以下に定めるいずれかの事由が最初に発生した時点で終了します。</p> <p>(a) 当該シリーズ・トラストが違法となるか、又は受託会社の判断において、当該シリーズ・トラストの継続又は当該シリーズ・トラストを他の法域に移転することが実務上実行不能、不可能若しくは望ましくないか当該シリーズ・トラストの受益者の利益に反することになる場合。</p> <p>(b) シリーズ・トラスト決議により当該シリーズ・トラストの受益者が決定した場合。</p> <p>(c) 信託証書の日付に開始し、当該日付から150年後に終了する期間の終了時。</p> <p>(d) 受託会社が辞任する意図を書面にて通知した場合、又は受託会社が強制清算若しくは任意清算となる場合で、受託会社及び管理会社が当該通知又は清算手続の開始から120日以内に受託会社の後任として受託会社の地位を承継する他の法人を任命できない場合。</p> <p>(e) 管理会社が辞任する意図を書面にて通知した場合、又は管理会社が強制清算若しくは任意清算となる場合で、受託会社及び管理会社が当該通知又は清算手続の開始から120日以内に管理会社の後任として管理会社の地位を承継する他の法人を任命できない場合。</p> <p>(f) 受託会社と管理会社が当該シリーズ・トラストが終了すべきであると合意した場合。</p> <p>(g) 有価証券届出書において開示されるその他の状況の場合。</p>
決算日	毎年5月31日
収益分配	本ファンドは、円クラスA受益証券に関して分配を宣言する予定はありません。
信託金の限度額	信託金の限度額は、定められておりません。
運用報告書	本ファンドの会計年度の終了(毎年5月31日)及び本ファンドの運用の終了後に、期間中の運用経過及び本ファンドが保有する資産の内容などを記載した交付運用報告書及び運用報告書(全体版)を作成します。交付運用報告書は、日本における販売会社又は販売取扱会社を通じて日本の知れている受益者にお渡しします。運用報告書(全体版)は、電磁的方法により本ファンドの代行協会員であるTeneo Partners株式会社のホームページにおいて提供されます。
課税関係	税法上、公募外国株式投資信託として取扱われます。 ただし、将来における税務当局の判断によりこれと異なる取扱いがなされる可能性もあります。
その他	受益証券の申込みを行う投資者は、販売会社と外国証券の取引に関する契約を締結します。このため、販売会社は「外国証券取引口座約款」その他所定の約款を投資者に交付し、投資者は、当該約款に基づく取引口座の設定を申込み旨を記載した申込書を提出します。



## ファンドの費用・税金

投資者が直接的に負担する費用																						
購入手数料 (申込手数料)	<p>申込金額の<b>5.4%</b>(<b>税抜き5.0%</b>)を上限として日本における販売会社の裁量により決定される手数料が申込金額に対して徴収されます。</p> <p>(注)消費税率に応じて変更となることがあります。</p> <p>申込手数料は、本ファンド及び関連する投資環境の説明及び情報提供等、並びに購入に関する事務コストの対価として支払われます。</p>																					
換金手数料 (買戻手数料)	<p>受益者が本ファンドに対する受益者の最初の投資から12か月以内に償還又は買戻しを求める場合、当該償還又は買戻し代金には<b>3%</b>の買戻し手数料が掛ります。買戻し手数料は、主に、買戻しに関する業務の対価として本ファンドに支払われます。</p>																					
投資家が信託財産で間接的に負担する費用																						
管理報酬等	<p>以下の費用が本ファンドから支払われます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●毎年<b>8,000ユーロ</b>、<b>17,900米ドル</b>、及び<b>クラスごとに300ユーロ</b></li> <li>●本ファンドの純資産総額に<b>年率3.4%</b>を乗じた額</li> <li>●本ファンドの平均純資産総額に<b>年率0.07%</b>を上限とする料率を乗じた額(ただし、最低30,000ユーロ/年)、又は本ファンドの平均純資産総額に<b>年率0.1%</b>を上限とする料率を乗じた額(ただし、最低40,000ユーロ/年)</li> <li>●本ファンドの純資産総額に<b>年率0.04%</b>を乗じた額(ただし、最低30,000ユーロ/年)</li> <li>●平均純資産総額に<b>月率0.01%</b>を乗じた額(ただし、最低250ポンド/月)</li> <li>●管理会社のインセンティブ報酬</li> </ul>																					
手数料等 (支払先)	対価とする役務の内容	報酬額又は算出方法																				
管理報酬 (管理会社)	本ファンドの資産の運用及び管理、受益証券の発行、買戻し業務	毎月の取引日に後払いで支払われ、管理報酬又はインセンティブ報酬の発生若しくは支払又は当該日に効力を生じる償還に先立つ毎月の取引日時点で計算される本ファンドの純資産総額の <b>0.1667%</b> と等しい額です。本ファンドの純資産総額の <b>年率約2%</b> に相当します。																				
インセンティブ報酬 (管理会社)	本ファンドの資産の運用業務	各パフォーマンス期間の末日時点の各クラスの各シリーズに関して、当該シリーズに関する1口当たり累積純利益がそのハイウォーターマークを超える場合、管理会社は本ファンドから、 <b>新規純利益の20%</b> に相当するインセンティブ報酬(以下「インセンティブ報酬」といいます。)を受領します。 インセンティブ報酬(もしあれば)は、暦四半期の最終取引日(又は償還若しくは買戻された受益証券の場合は、該当する買戻日)におけるクラスの該当するシリーズの1口当たり純資産価格の決定後に支払われます。																				
管理事務代行会社の報酬 (管理事務代行会社)	本ファンドの管理事務代行業務並びに登録、名義書換事務代行及び会計業務	<p>当初、管理事務代行会社は、1口当たり純資産価格を月次ベースで計算します。その後、1口当たり純資産価格を日次ベースで計算します。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">月次ベースでの1口当たり純資産価格の計算のための報酬</th> </tr> <tr> <th>本ファンドの純資産総額</th> <th>年間報酬</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0 - 100百万ユーロ</td> <td>0.07%</td> </tr> <tr> <td>100百万ユーロ - 300百万ユーロ</td> <td>0.06%</td> </tr> <tr> <td>300百万ユーロ以上</td> <td>0.05%</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>30,000ユーロ</b>を年間最低報酬とします。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">日次ベースでの1口当たり純資産価格の計算のための報酬</th> </tr> <tr> <th>本ファンドの純資産総額</th> <th>年間報酬</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0 - 100百万ユーロ</td> <td>0.10%</td> </tr> <tr> <td>100百万ユーロ - 300百万ユーロ</td> <td>0.09%</td> </tr> <tr> <td>300百万ユーロ以上</td> <td>0.08%</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>40,000ユーロ</b>を年間最低報酬とします。</p> <p>上記報酬は、本ファンドの平均純資産総額に基づき適用され、毎月後払いで支払われます。</p>	月次ベースでの1口当たり純資産価格の計算のための報酬		本ファンドの純資産総額	年間報酬	0 - 100百万ユーロ	0.07%	100百万ユーロ - 300百万ユーロ	0.06%	300百万ユーロ以上	0.05%	日次ベースでの1口当たり純資産価格の計算のための報酬		本ファンドの純資産総額	年間報酬	0 - 100百万ユーロ	0.10%	100百万ユーロ - 300百万ユーロ	0.09%	300百万ユーロ以上	0.08%
月次ベースでの1口当たり純資産価格の計算のための報酬																						
本ファンドの純資産総額	年間報酬																					
0 - 100百万ユーロ	0.07%																					
100百万ユーロ - 300百万ユーロ	0.06%																					
300百万ユーロ以上	0.05%																					
日次ベースでの1口当たり純資産価格の計算のための報酬																						
本ファンドの純資産総額	年間報酬																					
0 - 100百万ユーロ	0.10%																					
100百万ユーロ - 300百万ユーロ	0.09%																					
300百万ユーロ以上	0.08%																					

		<p>インセンティブ報酬の計算のための報酬:</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>クラスごとに300ユーロ</b>の報酬</li> </ul> <p>その他:</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 当初の通貨クラス以外の追加の各通貨クラスについては、毎月200ユーロの追加報酬が生じ、毎月後払いで支払われます。</li> <li>● 年次財務書類の作成は<b>年間5,000ユーロ</b>です。</li> <li>● 受益者名簿の維持は<b>年間3,000ユーロ</b>です。</li> </ul>
年間受託報酬 (受託会社)	本トラスト及び本ファンドの受託業務	<b>12,500.00米ドル</b> (及び年間400.00米ドルの実費)
年間報酬 (インタートラスト・コーポレート・サービス(ケイマン)リミテッド)	本ファンドの主たる事務所提供サービス	<b>5,000.00米ドル</b>
保管会社の報酬 (保管会社)	本ファンド資産の保管業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>年間最低報酬を30,000ユーロ</b>として、本ファンドの純資産総額に対して<b>年率0.04%</b>で計算される報酬が毎月後払いで支払われます。</li> <li>● 取引、売買、送金及び為替取引について追加報酬が生じます。</li> </ul>
ヘッジ報酬 (ヘッジ・アドバイザー)	本ファンドの為替ヘッジ業務	各月の取引日に月次で後払いで支払われ、各月の取引日において計算されるヘッジ対象 <b>クラスの純資産総額の0.01%</b> の月次報酬となります。この報酬は、管理事務代行会社が毎月提供する平均純資産総額を用いて計算されます。計算された報酬が、月額最低250ポンド又は250ポンド相当額を下回る場合、当該月に <b>合計250ポンド又は250ポンド相当額</b> を請求します。
販売会社の報酬 (日本における販売会社)	日本における受益証券の販売及び買戻しに関連する業務	円クラスA受益証券: <b>年率1.2%</b> (純資産総額の0.1%で毎月計算され、月次後払い)
代行協会の報酬 (代行協会)	本ファンドの受益証券1口当たり純資産価格の公表等代行協会業務	円クラスA受益証券: <b>年率0.20%</b> (純資産総額の0.01667%で毎月計算され、月次後払い)
その他費用・手数料	<p>その他の費用として、以下の費用を本ファンドより間接的にご負担いただきます。</p> <p>設立費用 本トラスト及び本ファンドの設立に伴う法的費用、マーケティング及び宣伝費に関する組成費用。</p> <p>その他の費用 本ファンドの管理・運営に関連して継続的に発生する費用及び経費は、保険料、諸税、届出手数料、法務・監査費用、会計、事務、コンサルティング及び他のサービスプロバイダーの費用、取引・リスク管理システム費用、出張費等を含みますがこれらに限定されることなく、全て本ファンドが負担します。また、受益者に対する年次報告書その他の財務情報の提供に関して発生する費用も本ファンドが負担します。</p>	
<b>本ファンドを通して間接的に負担するDASPIに伴う報酬</b>		
手数料等 (支払先)	対価とする役務の内容	報酬額又は算出方法
投資及びプラットフォーム管理報酬 (管理会社)	日次の純資産総額の承認を含む業務、サブアドバイザーのポジションの定期的なモニタリング及び関連する運用業務	DASPの純資産総額の <b>年率0.50%</b> 報酬は毎日発生し、DASPの資産から毎月後払いで支払われます。
サブアドバイザー報酬 (サブアドバイザー)	SPCのサブアドバイザー業務	サブアドバイザーが任命された分離ポートフォリオの純資産総額の <b>年率1%から3%</b> 報酬は毎日発生し、関連する分離ポートフォリオの資産から毎月後払いで支払われます。

実績報酬 (サブアドバイザー)	SPCの資産の運用業務	ハイウォーターマーク及び平準化会計の適用を受ける <b>0%から40%</b> 報酬は管理会社との合意に基づきサブアドバイザーの投資戦略に従い、3か月毎、半年毎又は年毎に計算され、関連する分離ポートフォリオの資産から支払われます。										
取締役報酬 (SPCの独立取締役)	SPCの取締役業務	分離ポートフォリオにつき(比例配分により) <b>年間5,000米ドル</b> (2018年及び2019年に適用され、それ以降の報酬は個別の分離ポートフォリオの運用資産額を考慮して毎年見直されます。)										
DASPアドミニストレータの報酬 (DASPアドミニストレータ)	日次の1株当たり純資産価格の計算、管理事務、名義書換及びその他の関連する業務	<p>日次ベースでの1株当たり純資産価格の計算のための報酬</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>全ての分離ポートフォリオの純資産総額</th> <th>年間報酬</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0 – 100百万ユーロ</td> <td>0.12%</td> </tr> <tr> <td>100百万ユーロ – 500百万ユーロ</td> <td>0.10%</td> </tr> <tr> <td>500百万ユーロ – 1,000百万ユーロ</td> <td>0.08%</td> </tr> <tr> <td>1,000百万ユーロ以上</td> <td>0.05%</td> </tr> </tbody> </table> <p>上記報酬は、全ての分離ポートフォリオの日々の純資産総額に基づき適用され、毎月後払いで支払われます。月額最低報酬は1分離ポートフォリオ当たり<b>2,500米ドル</b>です。</p> <p>その他： さらに、DASPアドミニストレータは、SPCの資産に対して下記に定める報酬をSPCに請求します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●一時払初期設定報酬：<b>3,000米ドル</b></li> <li>●名義書換事務代行：投資家1名につき<b>年間150米ドル</b>。</li> <li>●半期及び監査済み年次財務書類の作成に関して、1分離ポートフォリオにつき<b>年間6,000米ドル</b>。</li> <li>●分離ポートフォリオ毎のリスク報告及びセキュリティ・レベル・パフォーマンス報告に関して、<b>年間4,500米ドル</b>。</li> </ul> <p>各分離ポートフォリオについて、最初の12か月間は20%の割引がSPCのアドミニストレータの報酬に適用されます。 SPCは監査人及び保管者に支払う報酬を負担します。</p>	全ての分離ポートフォリオの純資産総額	年間報酬	0 – 100百万ユーロ	0.12%	100百万ユーロ – 500百万ユーロ	0.10%	500百万ユーロ – 1,000百万ユーロ	0.08%	1,000百万ユーロ以上	0.05%
全ての分離ポートフォリオの純資産総額	年間報酬											
0 – 100百万ユーロ	0.12%											
100百万ユーロ – 500百万ユーロ	0.10%											
500百万ユーロ – 1,000百万ユーロ	0.08%											
1,000百万ユーロ以上	0.05%											

\*上記手数料等の合計額については、本ファンドの運用状況などに応じて異なりますので、事前に確定することができません。

## 税金

- 税金は以下の表の記載時期に適用されます。
- 以下の表は個人の投資家の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税及び地方税	配当所得として課税 分配金に対し20.315%
換金(買戻)時及び償還時	所得税及び地方税	譲渡所得として課税 換金(買戻)時償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

- 法人の場合は上記と異なります。
- 上記は、2018年9月28日現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。
- 税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。





## 【金融商品の販売等に関する法律に係る重要事項】

受益証券1口当たり純資産価格は、本ファンドに組入れられている有価証券等の値動き等により上下します。したがって、投資者の皆様の投資元本は保証されているものではなく、受益証券1口当たり純資産価格の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

### 目論見書補完書面(投資信託)

(この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定によりお渡しするものです。)

この書面、手数料に関する記載及び目論見書の内容をよくお読みください。

本ファンドの受益証券のお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクローリング・オフ)の適用はありません。

#### 本ファンドに係る金融商品取引の概要

当社は、本ファンドの販売会社として、募集の取扱い及び販売等に関する事務を行います。

#### 当社が投資信託の取扱いについて行う金融商品取引業の内容及び方法の概要

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第28条第1項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社において本ファンドのお取引や保護預けを行われる場合は、次の方法によります。

- 外国投資信託のお取引にあたっては、外国証券取引口座の開設が必要となります。
- お取引のご注文は、原則として、あらかじめ当該注文に係る代金の全部又は一部を(前受金等)お預かりした上で、お受けいたします。
- 前受金等を全額お預かりしていない場合、当社との間で合意した日までに、ご注文に係る代金又は有価証券をお預かりいたします。
- ご注文されたお取引が成立した場合(法令に定める場合を除きます。)には、取引報告書をお客様にお渡しいたします(郵送又は電磁的方法による場合を含みます)。

#### 本ファンドの販売会社の概要

商号等	Teneo Partners株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第2315号
本店所在地	〒106-0041 東京都中央区銀座二丁目2番4号 ヒューリック西銀座第2ビル6階
加入協会	日本証券業協会、日本投資者保護基金
指定紛争解決機関	特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター
資本金	84.5百万円
主な事業	金融商品取引業
設立年月日	平成21年8月
連絡先	03-4550-2518(代表)

### お取引内容に関するご確認・ご相談や苦情等について

お取引内容に関するご確認・ご相談や苦情等につきましては、お取引店までお申し出ください。

なお、お取引|についてのトラブル等は、以下のADR(注)機関における苦情処理・紛争解決の枠組みの利用も可能です。

特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター  
電話番号 0120-64-5005(フリーダイヤル)

注)ADRとは、裁判外紛争解決制度のことで、訴訟手続によらず、民事上の紛争を解決しようとする紛争当事者のため、公正な第三者が関与して、その解決を図る手続きをいいます。